

令和6年度「越境 EC 参入支援事業」に関する質問及び回答（R6.5.13 受付分）

番号	質問概要	回答
1	見積り項目1式に関して 例えば広告運用について、純広告費用などは細目を出しにくい。この場合1ヶ月●●円×●ヶ月などの書き方で問題ないか。	見積金額及び積算の内訳が、事業に沿った明確な内容であれば、ご質問の通りの記載で問題ございません。
2	事業者1社に何商品まで掲載の対象とするのか。	事業者1社あたりの商品数の上限は設けておりませんが、販促戦略などのコンサルティングを着実に実施いただく観点で、原則、1社1商品とします。
3	事業を催行する事業者数について 5社しか集まらなくても催行するのか。	事業者数の制限はありませんが、場合によっては、事業者の再募集を実施する可能性がございます。